

□■養成所ニュースプラス第 16 号 2023□■

社会福祉士国家試験の申込みが、昨日 9 月 7 日（木）から始まりました。すぐに準備を始めましょう。34 期生の皆さんには、先週末に「修了見込証明書」を発送していますので、到着の確認をお願いします。スクーリングでもお伝えしたように、国家試験受験申込みの際には、この見込証明書を添付してください。この間、何人かの方から申込区分の問い合わせがありました。初めて受験する 34 期生の皆さんは「区分 4」になりますので、まずは、「受験の手引」1 ページを確認してください。

また、当養成所の国家試験対策講座をまとめたご案内（ピンク色の紙です。）を修了見込証明書送付時に同封しています。国家試験の準備の力になればと思います。なお、受験対策講座の案内は、第 35 期生にも 6 日（水）に発送しました。参考にしてください。

今回は、「地域福祉の理論と方法」（現、地域福祉と包括的支援体制）から避難行動要支援者への支援についての問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・

【第 32 回問題 112】S 市社会福祉協議会は、S 市から避難行動要支援者への支援の役割調整等のコーディネートを委託されている。

次の記述のうち、コーディネーターである S 市社会福祉協議会の F 社会福祉士が平常時から行う行動として、適切なものを 2 つ選びなさい。

1. 避難行動要支援者を個別に訪問し、避難支援を行うに当たっての留意点を聞き取る。
2. 内閣府が策定する、避難支援のための個別計画を地域の支援者と共有する。
3. 地域住民に声を掛け、避難訓練を避難行動要支援者と一緒に行う。
4. 災害発生に備えて、避難行動要支援者名簿を地域の全戸に配布する。
5. 避難行動要支援者に対して、住民の中から住民基本台帳によって支援者の役割を割り当てる。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・

・(34 期生) 該当者に対して、修了見込書類一式並びに「受験対策講座」のご案内をレターパックライトにて発送いたしました。

修了見込証明書は国家試験の受験申込に必要な重要書類となりますので、届かない場合は当養成所までご連絡ください。

- ・(34 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(35 期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて

入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。

- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1126419&c=3246&d=99c7>
- ・第 36 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1126420&c=3246&d=99c7>

※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。

・社会福祉振興・試験センターより、「令和 6 年度（第 37 回試験）から適用する社会福祉士国家試験出題基準（予定版）」が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1126421&c=3246&d=99c7>

・社会福祉振興・試験センターより、「令和 5 年度社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士における感染症対策について」が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1126422&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1126423&c=3246&d=99c7>

※9月15日が締め切りですので、検討されている方は早急にご確認ください。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1126424&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1126425&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【2 学期レポート作成のポイント】

2 学期もあっという間に 1 ヶ月が過ぎました。スクーリングで 35 期生の皆さんに 1 学期のレポート作成について尋ねると、思ったよりも苦労したと「非言語的コミュニケーション」で伝えてくれました。その後、進捗状況はいかがですか。今回は、2 学期の各科目のレポート課題のポイントを皆さんと共有していこうと思います。

まずは、「指示された事項を説明し、自分の考えを述べる」という課題です。社会福祉の原理と政策(1)では、「インターセクショナルリティ」の視点を、貧困に対する支援の課題番号 1 では「貧困状態にある人を取り巻く社会環境」の概要を、ソーシャルワークの理論と方法(2)では、記録の意義・目的・内容・実際の重要性を、それぞれ説明しなくてはなりません。貧困に対する支援では、概要部分は「600 字」以内にまとめることとあります。このタイプの課題で気をつけることは、説明部分と考察部分のバランスです。おおよその文字数を想定してから作成するのも良いと思います。そして、ご自身の考えを述べることもお忘れなく。テキスト等文献の語尾を変えて写したもの等は、「自分の考え」とはいえません。

次に、事例が求められている課題です。今回は、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）とソーシャルワーク演習（専門）(1)で出題されています。そして、貧困に対する支援の課題 2 は、「自身の現状を振り返ること」とあります。見落とさないようにしましょう。

最後に、社会福祉調査の基礎です。課題により量的調査か質的調査かが異なりますので、混同しないようにしましょう。また、この科目は昨年、不合格レポートがとて多くありました。リサーチクエスションがなかったというのが多くの理由でした。合わせて、課題表の下にある但し書き「倫理的配慮」を含めることも忘れないようにしてください。この科目は、具体的にポイントが提示されています。作成後に必ず、漏れがないか確認しましょう。

皆さんの中には、実践現場で長く活躍されている方もいます。レポート作成もご自身の経験や既に身に着けている知識から作成できる課題もあると思います。しかし、レポートと作文は異なります。個人の体験や主観を記すだけではレポートとは言えません。レポートには、客観的な証拠と論理的な推論を資料やデータ、文献を調べて論ずることが求められています。この機会に、丁寧にテキストや関連する文献にあたることで、新たな気づきや知識を吸収することもできます。

その積み重ねは、国家資格の取得に繋がるだけでなく、日々の実践を豊かにするサイクルになります。5学期までの時間を有効に活用してください。引用したり参考にした際には、文献やホームページ等の記入も忘れないようにしましょう。

【Plus Quiz・・・正答と解説】

9月1日は「防災の日」でした。皆さんがお住まいの地域や職場・学校等でも防災訓練が行われたことと思います。防災の日の9月1日は、100年前の関東大震災発生日に因んだものですが、「防災の日」が制定されたのは、その前年、1959（昭和34）年に大きな被害をもたらした伊勢湾台風がきっかけと言われています。そして、「防災の日」制定の翌年、1961（昭和36）年には、「災害対策基本法」が制定されました。福祉避難所や避難行動要支援者等の根拠法となります。

避難行動要支援者は、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と規定され、「避難行動要支援者名簿」は市町村長が作成しておかなければならないと定められています。また、避難の実効性の確保に向け、2021（令和3）年に「災害対策基本法」が改正され、市町村の個別避難計画作成を努力義務化しました。改訂された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下、指針）には、個別避難計画を補完するものとして「マイ・タイムライン」や「災害・避難カード」が示され、個別避難計画作成へ福祉専門職の参画を得ることの重要性にも触れられています。

より大きな被害をもたらすようになっている台風、集中豪雨です。この機会に地域住民として、また社会福祉士として、何ができるのか考えてみませんか。

災害時のソーシャルワークは、出題基準の中項目にはありませんが、第31回の現代社会と福祉で「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が、第31回、34回の地域福祉の理論と方法で「避難行動要支援者」「ボランティア」が出題されています。

1. ○指針では、「市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、個別避難計画を策定することが望まれる」とあります。
2. ×個別避難計画は市町村が策定します。指針には、地域の支援者として、「民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等」が挙げられています。
3. ○指針では、「普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくことが適切である」と示されています。
4. ×災害対策基本法には、市町村長は地域防災計画の定めるところにより消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等関係者、その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿情報を提供するものとしています。そのことに伴い、名簿情報提供における個人情報の取扱いについても規定されています。避難行動要支援者の同意なく個人情報を全戸に配布することはありません。
5. ×指針では、避難支援には人的資源が欠かせず、地域によって異なる実情があるため「避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定すること」とあり、住民基本台帳により割り当てることはありません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っていません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus